

申告のとき持つていいくもの

- ◆平成22年中の所得を明らかにする書類
- 源泉徴収票
- 営業・農業・不動産収入のある方は、収入額や経費の分かる帳簿、通帳、領収書、固定資産税課税明細書など
- ◆平成22年中の控除を明らかにする書類
- 国民年金保険料など生命保険・地震保険等の控除証明書、医療費控除を受けられる方は医療費の領収書等
- ◆印鑑（認印でかまいません）
- ◆申告される方名義の金融機関・口座番号が分かるもの（所得税の還付が生じた際に必要になります）

**市役所から
申告書の送付が
あった方は
郵送申告を
ご利用ください！**



▼小松地区 申告受付日程表

日 程	時 間	対象地区	会 場
2月	16日(水)	8:30～16:30	安井、明穂
	17日(木)	8:30～16:30	西大頭、中大頭、東大頭
	18日(金)	8:30～16:30	妙口上、妙口下
	21日(月)	8:30～16:30	妙口原、都谷
	22日(火)	8:30～16:30	大郷、湯浪
	23日(水)	8:30～16:30	岡村、藍刈
	24日(木)	8:30～16:30	旧藩、町東
	25日(金)	8:30～16:30	新屋敷
	28日(月)	8:30～16:30	中西北町、宝来、玉河
3月	1日(火)	8:30～16:30	川原谷
	2日(水)	8:30～16:30	駅前、新宮藤木
	3日(木)	8:30～16:30	北川
	4日(金)	8:30～16:30	南川、石鎚団地、石鎚
	7日(月)		
	8日(火)	8:30～16:30	一本松
	9日(水)		
	10日(木)		
	11日(金)	8:30～16:30	市内全地区
	14日(月)		
	15日(火)		

注意事項

- 各種控除や国民健康保険税の軽減措置等が受けられません。
- 所得証明書や課税証明書の発行ができません。
- 申告期間中は、税務担当職員が公民館等に出向いています。下表の日程等をご確認の上、お住まいの地区的会場で申告をしてください。都合がつかない場合は、別の会場でもかまいません。
- 申告会場は混雑が予想されます。特に2日間以上申告受付を行っている会場の場合、初日は長時間お待たせすることがありますのでご了承ください。

申告をしないと

- 営業・農業・不動産収入のある方は、収入額や経費の分かる帳簿、通帳、領収書、固定資産税課税明細書など
- 国民年金保険料など生命保険・地震保険等の控除証明書、医療費控除を受けられる方は医療費の領収書等

次の事項にご協力ください

- 医療費控除等を受けられる方は、病院ごと、個人ごとに、支払金額を事前に計算しておいてください。
- 営業・農業・不動産所得の計算は収支計算で行います。収入状況や経費等が把握できる資料など必要書類をまとめ、集計しておいてください。
- ※収支内訳書は、税務署、市庁舎本館市民税課、東予総合支所税務課、丹原総合支所総務課税務係にあります。
- 市役所から申告書の送付があつた方は申告書に必要事項をご記入の上、返送してください。

▼丹原地区 申告受付日程表

日 程	時 間	対象地区	会 場
2月	16日(水)	9:00～16:00	鞍瀬、明河、千原、楠窪 臼坂
	17日(木)	9:00～16:00	田滝、田滝前、徳能出作
	18日(金)	9:00～16:00	古田
	21日(月)	9:00～16:00	高知、徳能
3月	22日(火)	9:00～16:00	長野
	23日(水)	9:00～16:00	田野上方、北田野
	24日(木)	9:00～16:00	高松、川根
	25日(金)	9:00～16:00	関屋、湯谷口、寺尾
	28日(月)	9:00～16:00	石経、志川、明穂
丹原総合支所 2階	1日(火)	9:00～16:00	来見
	2日(水)	8:30～16:30	今井
	3日(木)	8:30～16:30	久妙寺、南部
	7日(月)	8:30～16:30	池田
	9日(水)	8:30～16:30	丹原
	10日(木)	8:30～16:30	願連寺
	11日(金)		
	14日(月)	8:30～16:30	市内全地区
	15日(火)		